

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）		旧	
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
用語	定義	用語	定義
チルドミートボール	次に掲げるいずれかのものを包装したものであつて、チルド温度帯において冷蔵してあるものをいう。 1 食肉（牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉又は家きん肉をいう。以下同じ。）をひき肉したもの又はこれに牛、豚、馬、めん羊若しくは家きんの臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）若しくは肉様の組織を有する植物性たん白を加えたものに、玉ねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え又は加えないで練り合わせた後、球状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し又は蒸煮したもの（食肉の原材料及び 添加物 に占める重量の割合が50%を超え、かつ、植物性たん白の原材料及び 添加物 に占める重量の割合が20%以下であるものに限る。） 2 （略）	チルドミートボール	次に掲げるいずれかのものを包装したものであつて、チルド温度帯において冷蔵してあるものをいう。 1 食肉（牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉又は家きん肉をいう。以下同じ。）をひき肉したもの又はこれに牛、豚、馬、めん羊若しくは家きんの臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）若しくは肉様の組織を有する植物性たん白を加えたものに、玉ねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え又は加えないで練り合わせた後、球状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し又は蒸煮したもの（食肉の原材料に占める重量の割合が50%を超え、かつ、植物性たん白の原材料に占める重量の割合が20%以下であるものに限る。） 2 （略）
（略）		（略）	
<p>（チルドミートボールの規格）</p> <p>第3条 チルドミートボールの規格は、次のとおりとする。</p>		<p>（チルドミートボールの規格）</p> <p>第3条 チルドミートボールの規格は、次のとおりとする。</p>	
区分	基準	区分	基準
	上級標準		上級標準
（略）		（略）	
原材料	（略）	原材料	（略）
添加物	（略）	材料	（略）
食肉	原材料及び 添加物 （ソースを加えたものにあつては、ソースを除く。以下同じ。）に占める重量の割合が70%以上であること。ただし、卵及び野菜等の原材料及び 添加物 に占める重量の割合が10%以上のものにあつては、食肉の原材料及び 添加物 に占める重量の割合が60%以上であり、かつ、牛肉又は豚肉の食肉に占める	食肉	原材料（ソースを加えたものにあつては、ソースを除く。以下同じ。）に占める重量の割合が70%以上であること。ただし、卵及び野菜等の原材料に占める重量の割合が10%以上のものにあつては、食肉の原材料に占める重量の割合が60%以上であり、かつ、牛肉又は豚肉の食肉に占める重量の割合が50%以上であること
	原材料及び 添加物 に占める重量の割合が、50%を超えること。		原材料に占める重量の割合が50%を超えていること。

	重量の割合が50%以上であること。	
肉様の組織を有する植物性たん白	含まないこと。	原材料及び添加物に占める重量の割合が20%以下であること。
つなぎ（卵を除く。）	原材料及び添加物に占める重量の割合が、15%以下であること。	
(略)		

	。	
肉様の組織を有する植物性たん白	含まないこと。	原材料に占める重量の割合が20%以下であること。
つなぎ（卵を除く。）	原材料に占める重量の割合が15%以下であること。	
(略)		